

個人情報の保護に関する規程

公益社団法人家庭問題情報センター

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人家庭問題情報センター（以下「本法人」という。）が保有している個人情報の中には個人のプライバシーに深く関わるものが含まれていることを認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の法令を遵守し、個人情報の保護に関する必要な事項を示し、その取扱い等について定めるものである。

(定義)

第2条 本法人が保有する個人情報の範囲と利用目的は、別紙1「公益社団法人家庭問題情報センターが保有する個人情報と利用目的」（以下「別紙1」という。）に掲げるとおりとする。

(利用目的の特定、告知、制限)

第3条 本法人の行う事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し前条記載の個人情報の提供を求める場合は、各個人情報に対応する利用目的を告知し、取得した個人情報は、それ以外の目的に利用してはならない。

(守秘義務の誓約書)

第4条 本法人が行う事業に関与する役員、職員及び会員は、事業の過程又は事業所の中で見聞した利用者その他の個人情報を他に漏らさない旨の誓約書を、事務局長、所属するファミリー相談室代表又は養育費相談支援センター長（以下「支援センター長」という。）に提出しなければならない。

(安全管理)

第5条 保存すべき個人情報は、書面化してファイルに綴じ込み、施錠できる所定のロッカー等で保管し、鍵は所定の場所で保管する。

- 2 個人情報をコンピュータに入力するときは、インターネットに接続していないコンピュータを使用し、原則としてコンピュータ内のハードディスクに保存せず、コンパクトディスク又はフロッピーディスクに保存することとし、個人情報を記録した機器は前項と同様の方法で保管する。
- 3 個人情報の管理責任者は、本法人の本部においては事務局長、養育費相談支援センターにおいては支援センター長、ファミリー相談室においては相談室代表又

は事務長とし、管理責任者の氏名は当該相談室等に明示する。

- 4 個人情報にアクセスできる者の範囲は、管理責任者及び担当者のほか、同一業務、受付、会計、業務統計の担当者及び役員とする。
- 5 会員名簿以外の個人情報を事業所外へ持ち出してはならない。ただし、後見職務遂行のために担当者が必要最小限の文書又は証書類を一時的に帯出する場合及び外部の会場で開催されるセミナー、講演会、無料相談会等の会場に、当該行事の参加者名簿等を担当者又は事務職員が持参する場合は、この限りではない。

(内容の正確性の確保)

第6条 別紙1に掲げる個人情報のうち、家庭問題情報誌の送付先等の個人情報については、正確かつ最新の内容に保つものとする。

(個人情報保護管理者の設置及び事業従事者の監督並びに教育)

第7条 事務局長を個人情報保護管理者とする。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報の安全管理対策の励行を図ると共に、会員及び職員が集まる会議等の機会を活用して、個人情報保護の重要性について認識の徹底を図る。

(苦情処理及び問合せ等の処理)

第8条 個人情報の取り扱いに関する苦情・問合せ等(以下「苦情処理等」という。)は、本法人本部事務局への電話、郵便又はファックスで受け付け、速やかに対応するよう努める。

- 2 事務局長を苦情処理等担当者とする。
- 3 苦情処理等担当者は、個々の苦情等に対し適切な対応に努めると共に、苦情等から把握できる問題点をその後の個人情報の取扱いの改善に反映させる。

(漏えいが発生した場合の措置)

第9条 役員、職員及び会員は、個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報保護管理者に通報しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、第5条第3項に定める当該情報の管理責任者のもとに、同一業務担当者等で構成する調査委員会を設置して、漏えいの事実関係の調査及び対応策の検討を指示し、その結果を報告させる。
- 3 個人情報保護管理者は、調査委員会の調査の結果から漏えいの事実が確認された場合には、直ちに当該個人情報の関係者に相当な方法で漏えいした情報の範囲、漏えい先等について報告し、対応策について説明しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、上記の経過を踏まえ、必要があれば理事会に再発防止策を提言する。

(個人情報保護の方針の策定、公表)

第10条 本法人は、別紙2「公益社団法人家庭問題情報センターの個人情報の保護に関する取組み」をホームページ等に掲載し、プライバシー・ポリシーを公表する。

(その他)

第11条 本法人の推薦により就業した会員による業務に関する報告資料に、個人情報が含まれているときは、その資料は第5条第1項に準じて扱うものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人家庭問題情報センターの設立の登記の日から施行する。(登記の日 平成23年6月1日)